大阪府サービス付き高齢者向け住宅の定期報告及び立入検査実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第２４条、平成２４年４月１０日付け国住心第１９号国土交通省住宅局安心居住推進課長通知及び平成２４年４月１９日付け老高発０４１９第１号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行後におけるサービス付き高齢者向け住宅の管理について」の１の⑴の規定に基づき、登録サービス付き高齢者向け住宅に対する定期報告及び立入検査を行うにあたり必要な事項を定める。

（定期報告の実施方法）

第２条　定期報告は、登録事業者が「サービス付き高齢者向け住宅定期報告書」(様式１)を作成し、大阪府へ提出することにより行うものとする。

（立入検査の実施方法）

第３条　立入検査は、毎年度、実施計画を定めて実施するほか、前条の定期報告の内容に疑問があるなどの場合において、随時実施する。

2　立入検査の実施にあたっては、登録事業者に対して事前通知を行い、あらかじめ、主な検査項目及び検査書類等を示すこととする。

3　検査員は、居住企画課及び介護事業者課の職員が、各所属長の指示を受け、概ね２名（居住企画課１名、介護事業者課１名）でそれぞれの所管事項を分担する。

（立入検査の留意事項）

第４条　検査員は、立入検査の実施に際して、次の事項に留意しなければならない。

一　入居者の日常生活及び住宅の通常業務を妨げないよう努める。

二　住宅関係者には、あらかじめ立入検査の趣旨を説明し、理解と協力が得られるよう努める。

三　大阪府所管の有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅については、老人福祉法第２９条に基づく立入検査を併せて実施することがある。

（報告）

第５条　検査員は、立入検査を実施したときは、速やかに「立入検査報告書」（様式２）により所属長に報告する。

（結果通知）

第６条　立入検査の結果、概ね適正であると認められる場合は（様式３）により、是正すべき事項があった場合は（様式４）により、登録事業者あて通知する。

（改善報告）

第７条　前条で指摘した事項については、登録事業者に対し、速やかに文書にて改善報告を求めることとする。

（市町村職員の立入検査への同行）

第８条　登録住宅が立地している市町村は、地域における高齢者の居住の安定を確保し、その生活状況を把握するため、大阪府が実施する立入検査に職員を同行させることができる。

附則

この要綱は、平成２５年１月４日から施行する。

この要綱は、平成２５年６月１２日から施行する。

この要綱は、平成２６年５月２８日から施行する。

この要綱は、平成２６年６月１１日から施行する。

この要綱は、平成２７年７月１５日から施行する。

この要綱は、平成２８年８月２９日から施行する。

この要綱は、令和２年８月２０日から施行する。

この要綱は、令和４年７月７日から施行する。